参考資料 5 (令和 6 年度第 1 回 (R6.5.24) 参考資料 5)

## 令和6年度以降の評価に際して留意する事項

令和5年10月13日 法科大学院公的支援見直し 強化・加算プログラム審査委員会

## ①設定された KPI が低く、目標達成が容易であると思われるもの(低目標 KPI)

設定された KPI を達成した場合であっても、評価を下方修正する。どの KPI が低目標 KPI であるかは、最終的に提出された各法科大学院の機能強化構想の審査時に法科大学院 公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会(以下、「委員会」という。)が決定する。評価をどのように下方修正するかについては、各年度に委員会にて決定する『「法科大学院 公的支援見直し強化・加算プログラム」における加算の評価方法等』に具体的に定める。

## ②今後、法曹養成連携協定を締結した大学に関して

法曹養成連携協定を締結している法科大学院へ「法曹コース出身者の司法試験合格率」 を KPI に設定するよう求めていることから、令和 6 年度以降に法曹養成連携協定を締結した 法科大学院においても、協定締結後速やかに KPI を設定することを求めることとする。

## ③KPI の変更について

原則、一度設定した KPI の変更は不可とする。ただし、特段の事由により変更が必要となった場合には都度、委員会にて審査の上、変更できることとする。